

# これまでの地方分権改革の成果

## 第一次分権改革

**地方分権一括法の概要** (H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

- 機関委任事務制度 (知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み) の廃止と事務の再構成
- 国の関与の新しいルールの創設 (国の関与の法定化等)
- 権限移譲 例: 農地転用(2~4ha)の許可権限(国→都道府県)

等

## 第二次分権改革

地方分権改革推進委員会の勧告 (H20.5第1次勧告~H21.11第4次勧告)	法的措置	
地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)	第1次一括法 (H23.4成立)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義務付け・枠付けの見直し 勧告で示された4,076条項のうち、<b>見直すべきとされた1,316条項</b>に対し、<b>975条項を見直し(74%)</b></li> <li>○ 権限移譲 勧告で示された82項目に地方からの提案等を含めた<b>105項目</b>に対し、<b>72項目を見直し(69%)</b></li> </ul>
基礎自治体への権限移譲	第2次一括法 (H23.8成立)	
	第3次一括法 (H25.6成立)	
国と地方の協議の場の法制化	国と地方の協議の場に関する法律 (H23.4成立)	
国から地方への事務・権限の移譲等 ⇒ <b>現在推進中</b>	H25.9 当面の方針(地方分権改革推進本部決定) (今後の予定) H25.12 見直し方針(閣議決定) H26 第4次一括法案(通常国会に提出)	

## 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（案）【概要】

### 1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- 地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。
- 第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進。

### 2. 国から地方公共団体への移譲等

- 移譲する事務・権限【48事項(P)】  
例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、  
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等
- 移譲以外の見直しを行う事務・権限【17事項(P)】  
例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

### 3. 都道府県から指定都市への移譲等

- 移譲する事務・権限【29事項(P)】  
例：①県費負担教職員の給与等の負担、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、県費負担教職員の定数の決定、  
②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定
- 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項(P)】  
例：①パスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等

※ 上記の他に、現行法により指定都市が処理することができる事務・権限が8事項ある。

### 4. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

### 5. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

# 個性を活かし自立した地方をつくる

## ～地方分権改革の総括と展望(中間取りまとめ)～

平成25年12月10日  
地方分権改革有識者会議

### これまでの地方分権改革

#### 地方分権改革の理念を構築

－国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

#### 国主導による集中的な取組

－時限の委員会による勧告方式

#### 地方全体に共通の基盤制度の確立

－機関委任事務制度の廃止  
－国の関与のルール確立

#### 法的な自主自立性の拡大

－自治の担い手としての基礎固め

#### 地方分権推進に向けた世論喚起

－地方分権の意義を普及啓発

### 個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

#### 改革の理念を継承し発展へ

－個性を活かし自立した地方をつくる

#### 地方の発意に根ざした息の長い取組へ

－地方からの「提案募集方式」の導入  
－政府としての恒常的な推進体制の整備

#### 地方の多様性を重んじた取組へ

－連携と補完によるネットワークの活用  
－「手挙げ方式」の導入

#### 真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

－自治の担い手の強化

#### 改革の成果を継続的・効果的に情報発信

－住民の理解と参加の促進

## 改革の「総括」 ～20年の歩み～

第1次分権改革(H7～11):国と地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

例:機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール確立

第2次分権改革(H19～ ):具体的な改革の進展(権限移譲、規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)等)

権限移譲(72項目(実施率69%))、義務付け・枠付けの見直し(975条項(実施率74%))

## 今後の「展望」 ～今求められる地方分権改革～

### 改革の使命・目指す姿

Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる

Vision ビジョン

- ・ 行政の質と効率を上げる
- ・ まちの特色と独自性を活かす
- ・ 地域ぐるみで協働する

### 目指すべき方向

- 1 国と地方の役割分担の見直し(権限移譲等)
- 2 規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)の推進
- 3 地方税財政の充実強化
- 4 重要な政策分野(土地利用等)に関する改革
- 5 改革の成果を実感できる情報発信の展開

### 改革の進め方

#### 1 第4次一括法案の提出

- ・ 次期通常国会に提出し、権限移譲を着実に推進

#### 2 提案募集方式の導入

- ・ 個々の地方公共団体の意見を広く取り上げる方式

#### 3 手挙げ方式の導入

- ・ 個々の団体の発意に応じ選択的に移譲できる方式

#### 4 政府の推進体制の整備

- ・ 地方の提案を受け止める恒常的な体制の整備

#### 5 効果的な情報発信

- ・ SNS活用、地方の優良事例発信、全国シンポジウム等の開催

### 今後地方に期待すること

#### 1 改革成果の住民への還元

- ・ 地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にする
- ・ 住民に分かりやすい情報発信に努力

#### 2 住民自治の拡充

- ・ 政策形成過程への参画、協働の推進、地方議会の機能発揮

#### 3 改革提案機能の充実

- ・ 専門性を有する人材の育成、政策法務の強化
- ・ 地方六団体の機能強化